

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養父市長

市町村名 (市町村コード)	養父市 (28222)
地域名 (地域内農業集落名)	関宮 (関宮)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>○当区域内の農地は昭和56年から60年にほ場整備に取り組み、1区画10a~20aで区画整備済みであるが、水路等は経年劣化により老朽化が進んでいる。</li> <li>○農業者は、認定農業者2名と兼業農家及び自給農家により水稻を中心に営農している。</li> <li>○区域内における70歳以上の農地面積が3.5haあり、うち後継者不在の農地が2.8haである。</li> <li>○兼業農家の中に2名の規模拡大農家があり、今後認定農業者を含め地域農業を担う者へスムーズ且つ効率的な農地利用を図っていく必要がある。併せて新たな担い手の育成と営農しやすい条件整備を検討する必要がある。</li> </ul>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、水稻の作付けが中心であり、今後も継続する方針。
------------------------------

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
---

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、農地中間管理機構を通じて認定農業者、規模拡大農家等農業を担う者に農地の貸付けを推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
井堰等の用水確保対策、暗渠排水整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業者数が減ってきているため、認定農業者、農業法人の確保、集落営農の立ち上げを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑧農業用施設

年2回の用排水路点検等を行う。多面的機能支払交付金を活用しながら補修していく。